

食品安全委員会（第736回会合）議事概要

日 時：平成31年3月26日（火） 14：00～15：59

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 3名、行政機関 7名、一般 3名

議事概要

（1）平成31年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

→厚生労働省から説明。

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

（2）平成31年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

→農林水産省から説明。

農林水産省に対し食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

[1]チフルザミド

[2]ピリダリル

[3]ブプロフェジン

[4]フルオピラム

[5]プロチオコナゾール

・農薬及び動物用医薬品 1品目

オキシリニック酸

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。

農薬「チフルザミド」、「ピリダリル」及び「プロチオコナゾール」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬「ブプロフェジン」及び「フルオピラム」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」については、農薬専門調査会において調査審議することとし、動物用医薬品専門調査会において調査審議するかどうかは農薬専門調査会における審議結果を踏まえ検討することとなった。

・動物用医薬品 3品目

- [1] 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム水和物、酢酸ナトリウム水和物及びブドウ糖を有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲル糖-V注射液）
- [2] 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合生ワクチン（ティーエスブイ3）
- [3] 鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（バックスオンPox/MD/IBD）

→農林水産省から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・プリオン 1案件

スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について

→厚生労働省から説明。

本件について、プリオン専門調査会で審議することとなった。

(4) 微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

- ・食品安全委員会（第730回）からの検討依頼事項（アニサキス）に関する審議結果の報告について

→担当の山本委員から説明

本件について、知見等を収集した上で、微生物・ウイルス専門調査会において、リスクプロファイルの作成を進めることとなった。

(5) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「LU17257株を利用して生産されたフィターゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(6) 新開発食品専門調査会における審議結果について

- ・「ヴァームスマートフィットウォーター」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る

こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

(7) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物及び遺伝子組換え食品等「*Escherichia coli* K-12 W3110(pW KLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはない。また、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。」との審議結果が了承されリスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 農薬「アフィドピロペン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「オキスポコナゾールフマル酸塩」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アフィドピロペンの一日摂取許容量（ADI）を0.08mg/kg 体重/日、急性参照容量（ARfD）を0.18mg/kg 体重と設定する。」

「オキスポコナゾールフマル酸塩の一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg 体重/日、急性参照容量（ARfD）を0.2mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAN002株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、評価書の一部を修正の上、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「家畜に使用するテトラサイクリン系抗生物質」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「評価対象テトラサイクリン系抗生物質が家畜に使用された結果として、ハザードが選択され、家畜由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（８）２０１９年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明。

本件について、案のとおり決定された。

（９）２０１９年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について

→事務局から説明。

本件について、案のとおり決定された。